

3 用語解説

▶新たな住宅セーフティネット制度

低額所得者，高齢者，障害者，子育て世帯，保護観察対象者その他住宅の確保に特に配慮を要する人（＝住宅確保要配慮者）と民間賃貸住宅の空き家・空き室をつなぎ，住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進することを目的として平成29年に設立された制度。住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（＝セーフティネット住宅）の登録制度，登録住宅への経済的支援及び住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援から構成

▶「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」

広島県行政の全体方針や構想を示す計画。計画期間は10年間（令和3年度～令和12年度）

▶起訴猶予

不起訴処分のうち，犯罪の嫌疑が認められる場合でも，犯罪の重軽及び情状並びに犯罪後の状況等により訴追しないもの

▶矯正施設

法務省の設置する刑事施設，少年院，少年鑑別所及び婦人補導院の総称

▶協力雇用主

犯罪・非行をした者を，事情を理解した上で雇用し，改善更生に協力する民間の事業主

▶居住支援協議会

住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅へ円滑に入居するための方策を協議することを目的に，地方公共団体，居住支援法人，不動産関係団体等で組織された協議会

▶居住支援法人

新たな住宅セーフティネット制度に基づき，住宅確保要配慮者に対する住宅相談や見守り支援等

を実施する法人として県の指定を受けた法人

▶刑事施設

刑務所，少年刑務所及び拘置所の総称。懲役，禁錮又は拘留の刑の執行のため拘置される者や刑事訴訟法の規定により拘留される者等を収容し，必要な処遇を行う施設

▶刑事司法手続き

犯罪をした人等に対する，検察，裁判，矯正処遇及び保護観察処遇までの一連の手続き

▶更生支援

犯罪・非行をした者が円滑に社会復帰することができるように支援する活動，立ち直り支援

▶更生保護

犯罪・非行をした者を保護観察等により社会の中で適切に処遇することにより，改善更生することを助ける取組や犯罪予防活動

▶更生保護サポートセンター

保護司が，地域の関係機関・団体と連携しながら，地域で更生保護活動を行うための拠点

▶更生保護施設・自立準備ホーム

保護観察所の委託により，一定期間，犯罪・非行をした者に対し宿泊場所や食事の提供等を行う施設

▶更生保護女性会

地域の犯罪予防や青少年の健全育成，犯罪者・非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体

▶執行猶予

刑事事件において有罪判決が下される際に，一定期間，刑の執行を猶予する判決

▶少年院

家庭裁判所の審判において少年院送致の決定がなされた少年等を収容し、その健全な育成を図ることを目的として矯正教育、社会復帰支援等を行う施設

▶少年鑑別所

家庭裁判所等の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行うこと、観護措置の決定により送致された少年等を収容し、健全な育成のための支援を含む観護処遇を行うことを所掌業務として行う施設

▶少年サポートセンター

非行少年等の相談・居場所づくり・立ち直り支援を実施する警察職員等の活動拠点

▶生活困窮者自立支援制度

生活困窮者自立支援法に基づき、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある人に対して、生活保護に至る前の段階での自立に向けた包括的な支援を行う制度

▶地域共生社会

地域住民等が互いに見守り支え合い、年齢や性別、障害の有無等に関わりなく、誰もが安心していきいきと暮らしていける地域社会

▶地域生活定着支援センター

高齢又は障害により福祉的な支援等を必要とする矯正施設出所者等に対し、出所後直ちに福祉サービス等が利用できるよう調整を実施する機関。全都道府県に設置

▶特定非営利活動法人就労支援事業者機構

協力雇用主を中心に、事業者の立場から犯罪をした人等の就労支援を通じ、円滑な社会復帰と安全な地域社会を実現することを目的として活動する団体

▶特別刑法

覚醒剤取締法などの刑法以外の刑罰法規

▶「広島県地域福祉支援計画」

広島県の地域共生社会実現に向けた取組を推進するための計画。計画期間は、5年間（令和2年度～令和6年度）

▶BBS（Big Brothers and Sisters）会

非行のある少年や悩みを持つ子供たちに、兄や姉のような立場で接しながら、その立ち直りや成長を支援する活動等を行うボランティア団体

▶「『減らそう犯罪』第5期ひろしまアクション・プラン」

「減らそう犯罪」広島県民総ぐるみ運動の方向性を定め、目標を達成するための行動計画。計画期間は5年間（令和3年～令和7年）

▶法務少年支援センター

少年鑑別所が、非行・犯罪に関する問題や、思春期の子供たちの行動理解等に関する知識・ノウハウを活用して、地域における非行及び犯罪の防止に関する活動や健全育成に関する活動の支援等を行う際に使用する名称

▶保護観察

犯罪・非行をした者に対し、法律や裁判等で定められた期間、社会の中で保護観察官及び保護司による指導・支援を行う処遇

▶保護司

犯罪・非行をした者の立ち直りを支えるボランティアであり、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務

4 検討経緯

(1) 広島県再犯防止推進連絡会議

○ 会員名簿

区分	会員名
県	環境県民局 県民活動課長
	健康福祉局 こども家庭課長
	健康福祉局 健康対策課長
	健康福祉局 薬務課長
	健康福祉局 地域包括ケア・高齢者支援課長
	健康福祉局 地域福祉課長
	健康福祉局 地域共生社会推進課長
	健康福祉局 社会援護課長
	健康福祉局 障害者支援課長
	商工労働局 雇用労働政策課長
	土木建築局 住宅課長
	教育委員会事務局学びの变革推進部 豊かな心と身体育成課長
	警察本部生活安全部 生活安全総務課長
	国
広島矯正管区第一部 更生支援企画課長	
広島刑務所分類審議室 首席矯正処遇官	
広島法務少年支援センター 地域非行防止調整官	
広島地方検察庁 首席捜査官	
広島労働局職業安定部 地方職業指導官	
市町	広島市市民局 市民安全推進課長
	北広島町 人権・生活総合相談センター所長
民間	公益社団法人広島県社会福祉士会 相談役
	広島県地域生活定着支援センター長
	広島弁護士会 弁護士
	広島県保護司会連合会 会長
	広島県更生保護女性連盟 会長
	特定非営利活動法人広島県就労支援事業者機構 副会長兼常務理事
	広島県 BBS 連盟 会長

(令和2年7月現在)

○ 広島県再犯防止推進連絡会議開催状況

令和2年8月 (書面開催) 骨子案の審議

令和2年10月8日 素案の審議

(2) 広島県議会

令和2年8月19日 生活福祉保健委員会で骨子案の審議
令和2年12月14日 生活福祉保健委員会で素案の審議
令和3年3月3日 生活福祉保健委員会で計画案の審議

(3) 県民意見募集（パブリックコメント）の実施

区分	内容
実施期間	令和2年12月14日～令和3年1月13日
公表場所	県庁行政情報コーナー，県庁環境県民局県民活動課， 県の各厚生環境事務所・支所（厚生課・厚生保健課）， 県ホームページ
募集した意見	「広島県再犯防止推進計画～更生支援の推進～」(仮称) 《素案》に対する御意見
意見の提出方法	郵便，ファックス，電子メール，電子申請
意見の提出人数	6人

【問い合わせ先】

広島県環境県民局県民活動課

〒730-8511

広島市中区基町10番52号

TEL：082-513-2740

E-mail: kankatsudo@pref.hiroshima.lg.jp